

最上川第八漁業協同組合内共16号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、うぐい(はや)、こい、ふな、かじか、さくらます(やまめ)、いわな、うなぎ、やつめうなぎ、及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定め、漁業秩序の維持を図ることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において第8条第1項に掲げる漁具・漁法により遊漁しようとする者は、あらかじめ口頭で申請を行い、同行に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2. 漁場の区域内において第8条第4項に掲げる漁具・漁法により遊漁しようとする者は、あらかじめ、遊漁対象魚種、漁具・漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。
3. 組合は、前項の申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養場上又は漁場調整上著しく支障がある場合を除き、当該申請を承認するものとする。
4. 第2項の承認をうけた者は、直ちに第8条第4項の遊漁料(以下「特別遊漁料」という。)を組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 第8条に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

2. 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

小 網	規 模
	1統(肩長さ15メートル以下、目合い30ミリメートル以下、25目掛以下)

3. 次条第1項に規定による組合が定めて公示する日から1ヶ月間は、釣り以外の漁具・漁法によりあゆ遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
うぐい(はや)	3月1日から9月30日まで
か じ か	6月1日から翌年の3月31日まで
もくずがに	9月1日から翌年の4月30日まで
やつめうなぎ、うなぎ	7月1日から翌年の5月9日まで
さくらます(海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。)	3月1日から8月31日まで
やまめ(さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。)、 いわな	4月1日から9月30日まで
こい、ふな	3月1日から9月30日まで

2. 前項の公示は、組合事務所の掲示板に記載してするものとする。

(禁漁区域)

第5条 前項第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ中欄の区域内において右欄の期間中これを採捕してはならない。

魚種	区 域	期 間
全魚種	(1) 酒田市石名坂地内大石橋の上流150メートルに設置された落蓋溝から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの相沢川	周年
	(2) 酒田市山元地内染場橋から上流田沢川ダムまでの田沢川	
	(3) 酒田市北俣地内十二滝の滝つぼから下流400メートルの堰堤までの相沢川	
	(4) 酒田市山元地内田沢川ダム湖	
	(5) 東田川郡庄内町清川地内河川公園に設置された魚運から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの立谷沢川	

(全長制限等)

第6条 次の表に左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
こい	全長10センチメートル以下
ふな、うぐい(はや)	全長 5センチメートル以下
もくずがに	甲幅 5センチメートル以下

2. 腹部に外卵を抱いているもくずがには採捕してはならない。

(水産資源の保護等に関する制限事項)

第7条 第3条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動物の繁殖保護上又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項(漁業の方法、区域、期間)については、これに従わなければならない。

(遊漁料の額)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	友釣り どぶづり	1 日	5,000円
		1 年	15,000円
	掛け釣り乙 (船を使用しない者)	1 日	5,000円
		1 年	15,000円
うぐい(はや)、こい ふな、かじか いわな、もくずがに	つり、徒手 すくい網 やす(かじかに限る)	1 日	3,000円
		1 年	7,000円
さくらます(やまめ)	釣り	1 日	5,000円
		1 年	15,000円
う な ぎ	徒手	1 年	10,000円

2. 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員(以下「漁場監視員」という。)の指示より納付する場合における遊漁料の額は、前項の遊漁料の額に1,000円を加算した額とする。

3. 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生及び中学生	無料
高校生及び70歳以上の者	第1項に規定する額の2分の1に相当する額 (但し雑魚竿釣に限る。)
肢体不自由者(身体障害者福祉法第15条第4項の規定により 身体障害者手帳の交付を受けて持っている者に限る。)	

4. 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、第1項のあゆ以外の魚種についての遊漁もできるものとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい(はや) こい、ふな、いわな さくらます(やまめ)	投網	1年	15,000円
あゆ	掛け釣り甲(船を使用する者)	1年	15,000円
	小網	1年	15,000円
やつめうなぎ	徒手採捕	1年	8,000円

5. 期間1年の遊漁料について2種類以上納付する場合は、1種を超える遊漁料の額からそれぞれ3,000円を控除した額とする。

(遊漁料の納付の方法)

第9条 前条第1項及び第3項に規定する遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所において、同条第4項に規定する特別遊漁料は、組合事務所において納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき及び同条第2項の承認をしたときは、別記様式第1号の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。
3. 遊漁承認証は、他人に貸与譲渡してはならない。

(県内共通遊漁承認証の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域内及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表右欄の漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年間の遊漁料を納付し、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

ア表

漁業区域(漁業権番号)
内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第4号、内共第5号
内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号
内共第11号、内共第12号、内共第13号、内共第14号、内共第15号
内共第16号、内共第17号、内共第18号、内共第19号、内共第20号
内共第21号、内共第22号、内共第23号、内共第24号、内共第25号
内共第26号、内共第27号、内共第28号

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	さお釣り(掛け釣りを除く)	1年間 31,000円
あゆを除く全魚種	間上	1年間 20,000円

2. 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

- (1) 最上川第八漁業協同組合 庄内町肝煎子蟹沢52

3. 遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。**(遊漁に際し守るべき事項)**

- 第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 4. 遊漁者は、河川の堤防または護岸施設等を破損してはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員はこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する処置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁を中止することを命じ、又は以降その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

付則

- この規定は、平成26年1月1日から施行する。
この規定は、平成27年4月1日から施行する。
この規定は、平成30年4月1日から施行する。
この規定は、平成31年2月1日から施行する。
この規定は、平成31年4月1日から施行する。
この規定は、令和2年3月1日から施行する。
この規定は、令和3年9月10日から施行する。